

NTT東西の卸検証結果につきまして

2023年2月20日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

<http://www.jaipa.or.jp/>

<NTT東日本・西日本による自己評価の概要>

昨年 2020年度の卸料金と接続料相当額との差額は、NTT東で [] 、NTT西で [] と、卸料金に対してNTT東は概ね4割程度、NTT西は概ね3割程度。

今年 令和3年度の卸料金と接続料相当額との差額は、NTT東で [] 円、NTT西で [] 円と、卸料金に対して概ねNTT東で4割強、NTT西で4割弱程度。

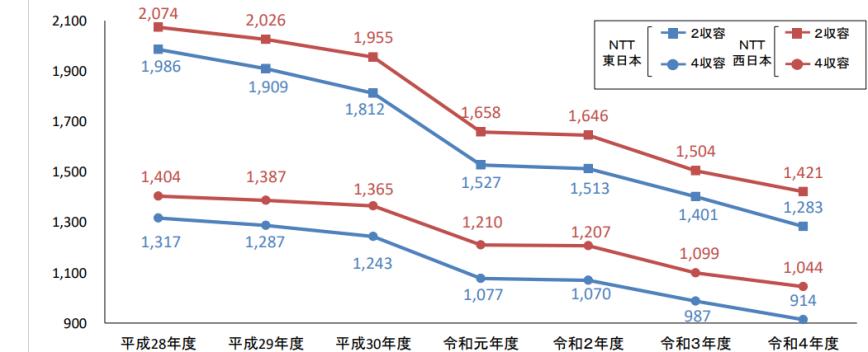
卸料金と接続料相当額との差額は一層増えています。

卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には需要動向、競争状況、市場価格等を勘案して決定されているとの説明ですが、そうであるなら、本検証を通じて卸料金の妥当性の評価することは難しいと考えます。

(参考)シェアドアクセス方式に係る接続料の推移

赤枠内は委員限り 9

- 接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料※1について、例えば主端末回線に1芯線あたり2ユーザ及び4ユーザ収容した場合の平成28年度から令和4年度までの推移は、いずれも減少傾向となっている。
 - 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、東日本では [] 、西日本で [] となっている※2。また、NTT東日本・西日本の回線収容数については、それぞれ [] となっている※2。
- ※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したもの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。
※2 回線収容数については、平成27年9月18日付「総基料第176号「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に關して講ずべき措置について(要請)」に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和3年9月末)の報告値。



接続料の算定等に関する研究会（第52回）資料52-5 P9

光サービス卸の運営に係るコストについて

一昨年、昨年と比較しても多少の追加はあるものの毎年ほぼ同じ内容で、コストベースの算定ではない以上、項目を列挙されても必要性は理解できるものの、卸料金と接続料相当分との差分の一部を構成するものとして妥当であるか否かはコメントのしようがありません。

また、約1500万回線の光卸による収入規模を勘案すると、卸料金の4割に相当する接続料相当額以外のコストは数千億円と考えられますが、注文受付、契約管理、料金請求のシステム開発費やそれ以外問合せ対応や開発・企画に係る人件費が発生するにせよ一部の程度であり、接続料相当額と卸料金の差額の拡大を説明できるとは思えません。また、卸料金が下がらない中で、光卸の運営・卸先事業者の支援が効率的に実施されているか、疑念があります。

光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコストについて

例えば卸先事業者向け支援（主に人件費）は、支援内容ごとに個別に料金設定がされており、個々の支援サービスごとに採算管理されていると思われますが、卸全体のコストにも重複して含まれているかのように見受けられます。

（営業費用について）

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」で指定設備卸役務の提供の際に必要となる営業費についても算入が認められているのは承知していますが、営業費については事業規模の多寡に関わらず公平で透明な利用が担保される仕組みの検討をお願いしたいと思います。

（サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応）

- ① 直近では、FVNO委員会からの要望を踏まえ、「卸先事業者からの要望をカウント、結果をフィードバックする仕組み（2022年10月より運用開始）」を含む10項目について対応を完了し、それに伴う開発や稼働を要していること
- ② • 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資、今後も卸先事業者から様々なご要望を受けていく必要があること
- ③ • 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、以下の一時的な要因を含むこと
- ✓ コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響
 - ✓ 平成31・令和元年度に実施した光ファイバケーブルの耐用年数見直し（令和3年度における影響額は、東日本で戸建▲ 円、集合▲ 円、西日本で▲ 円、集合▲ 円であるが、これは減価償却費の将来への先送りに過ぎない）
 - ✓ 加入光ファイバ接続料における過去分の乖離額調整の影響（実質的なコストは低減していない）

- ① 卸事業者の要望を踏まえ対応した取組については、費用対効果の観点で過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが把握・検証できるようにしていただければと考えます。
- ② 「技術の進展に伴う設備投資」は、どういう前提でどの範囲まで入れるべきかがあいまいです。また、「設備の老朽化に伴う設備投資」については、減価償却費として接続料でカバーされるべき項目内容が含まれているかのようにも読みますので、それは含まれていないことが明示されるべきと思います。
- ③ 過去数年の接続料相当額の低廉化が一時的な要因を含むものであるとしても、認可された接続料に基づき実際に起きている接続料相当額の低減に沿い卸料金も下がるべきと考えます。

- ・ 総務省による卸料金の内容についての詳細な検証による透明性の確保を主張
- ・ 小売料金から営業コストを除外する卸と原価を積み上げて算定する接続の料金を比較するのは一概にできるものではないことは認識しているものの、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよい。
- ・ リンクしない理由が接続料以外の卸役務に特化したコストによるものであるならばそのコストは逆にはね上がっている事になり、そうで無いとすると、卸役務に特化したコスト以外のコストが卸料金に紛れ込んでいる可能性が高い。
- ・ NTT東西の人員が増加し、また事業者の要請への対処があったとしても、回線数は増加している中で1回線あたりのコストが上がるのであれば効率化の余地がある。
- ・ その他コストの内訳を開示、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査を行う事が適当である。
- ・ 卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにしてほしい。

同じ指定設備卸役務でも、MNO4社が並立するモバイルとNTT東西が圧倒的市場シェアを有する固定では市場環境が大きく異なります。

固定の卸役務については、ガイドラインに基づく検証とあわせて、接続による代替性を高めることが必要と考えます。

固定の卸役務の提供形態に対応する接続として、当協会が以前から主張しているISP接続制度が代替性あるメニューとして提供されることが重要と考えます。

その実現に向けて事業者間協議に取り組んでいきたいと考えます。

